

平成 30 年 11 月 27 日
燕 労 災 病 院

労働基準監督署からの是正勧告について

当院の時間外労働に関し、三条労働基準監督署から是正勧告がありました。
今回の是正勧告を真摯に受け止め、改善に向け取り組んでまいります。

1 是正勧告の概要

- 時間外労働に関する労使協定の限度を超えて、時間外労働を行わせていること
- 時間外労働、深夜労働に対する割増賃金の支払いに不足があったこと

2 今後の対応

労働基準監督署の指導に基づき、必要な手続きを取ってまいります。